

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会事務局規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(以下「会則」という。)第14条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、彦根市スポーツ部に置く。

### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

### (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる彦根市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局競技課長および事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

### (服務)

第6条 職員の服務については、彦根市職員の服務に関する規程(昭和40年4月1日訓令第10号)の例による。

## 第2章 決裁

### (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会および常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の副会長等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

### (専決事項)

第8条 事務局長、事務局次長および事務局競技課長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

### (代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国障彦実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長
- (4) 事務局競技課長の専決を受けるもの 課長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を彦根市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、彦根市公文書管理規則（平成15年5月26日規則第35号）の例による。

### 第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、彦根市公印規則（昭和39年4月1日規則第9号）の例による。

### 第5章 財務

(旅費および費用弁償)

第15条 職員の旅費の額およびその支給方法については、彦根市職員等の旅費に関する条例（昭和40年3月27日条例第5号）の例による。

2 市外に在住または在勤している実行委員会の会長または会則第8条第2項に規定する副会長等が、総会、常任委員会、専門委員会への出席のために、市外から鉄道を利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出し

なければならない。

- 2 会則第 17 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 18 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 20 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、彦根市財務規則(平成 5 年 3 月 30 日規則第 11 号)および彦根市契約規則(昭和 44 年 11 月 15 日規則第 33 号)の例による。

## 第 6 章 補則

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
(5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2(第4条関係)

事務局長	スポーツ部長
事務局次長	スポーツ部次長兼国スポ・障スポ総務課長
事務局競技課長	スポーツ部国スポ・障スポ競技課長
事務局職員	スポーツ部国スポ・障スポ総務課職員 スポーツ部国スポ・障スポ競技課職員

別表第3(第8条関係)

事項	事務局長	事務次長	事務局競技課長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもののうち 総務企画に関するもの	軽易なもののうち 競技式典、宿泊衛生、輸送交通に関するもの
(2) 事務の分担に関すること。		総務企画に関するもの	競技式典、宿泊衛生、輸送交通に関するもの
(3) 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等および事務局次長	事務局競技課長および事務局職員のうち国スポ・障スポ総務課職員に関するもの	事務局職員のうち国スポ・障スポ競技課職員に関するもの
(4) 工事執行に関すること。	1 件の予定価格が3,000 万円以上のもの	1 件の予定価格が3,000 万円未満のもの	競技費に関するもののうち1 件の予定価格が500 万円未満のもの
(5) その他の予算執行に関すること。	1 件の予定価格が500 万円以上のもの	1 件の予定価格が500 万円未満のもの	競技費に関するもののうち1 件の予定価格が200 万円未満のもの
(6) 予算の流用に関すること。		総務費に関するもの	競技費に関するもの

(7)収入調定および支出命令に関する こと。		総務企画に関する もの	競技式典、宿泊衛 生、輸送交通に関 するもの
---------------------------	--	----------------	------------------------------

別表第4(第9条関係)

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長 事務局競技課長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指定する職員

別表第5(第13条関係)

名 称	形 状	大 き さ	書 体	用 途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根市実行委員会事務局長之 印	同上	27 ミリメートル	同上	事務局長名をもってする 文書